

佐久穂町地域防災計画（概要版）

計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。

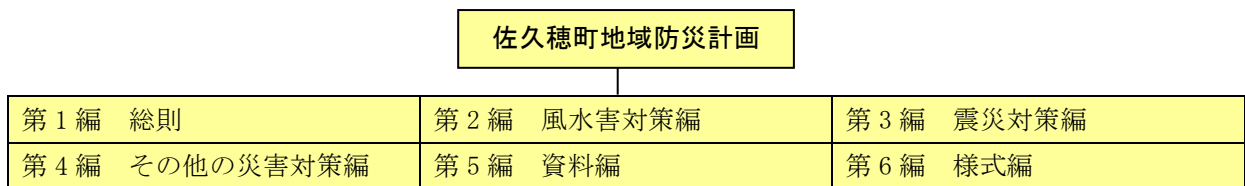
計画の基本方針

治山治水をはじめ、防災対策の基本となる各種事業においては、その方策について定め、強力な推進を図るとともに、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視した対策を推進していきます。

住民のみなさまにおかれましては、「自分の命は自分で守る」を基本方針とし、自らが災害に備えるとともに、積極的に町の防災活動への参加に努めましょう。

計画の構成

佐久穂町地域防災計画は、6編で構成しています。「第2編 風水害対策編」及び「第3編 震災対策編」では、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興の各段階における諸施策を示しています。また、「第4編 その他の災害対策編」では、雪害対策、道路災害対策、大規模な火事災害対策、火山災害対策及び原子力災害対策等について特記すべき事項を定めています。

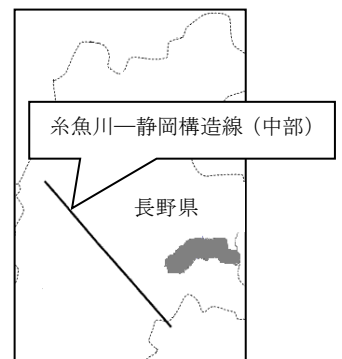


想定される被害

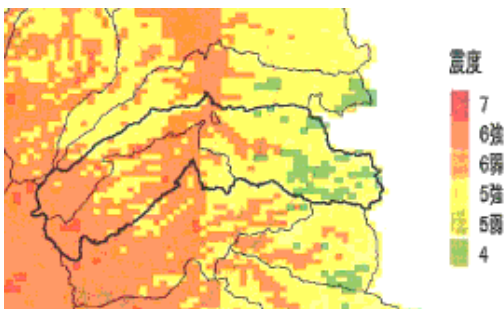
長野県内の主要な活断層のうち、佐久穂町に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「糸魚川—静岡構造線（中部）」です。主な想定結果は以下のとおり。

想定結果	建物被害（棟）		出火・延焼被害	
	木造全壊・非木造大破	木造半壊・非木造中破	出火件数（件）	焼失棟数（棟）
糸魚川—静岡構造線（中部）	427	621	3	3

人的被害			ライフライン		
死者（人）	重傷者（人）	避難者（人）	断水世帯数（世帯）	停電世帯数（世帯）	電話支障（回線）
11	21	1,455	1,809	1,007	298



震度分布



液状化危険度分布



災害に対する日頃の備え

建築物の耐震化

◇町の取組み◇

【町有施設の耐震診断・改修の実施】

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物も多く、また、要配慮者が利用する建築物も多いことから、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行っていきます。

【住宅等の耐震診断・改修のための支援措置】

住宅及び町長が指定した民間の避難施設について、耐震診断への助成を行うとともに、賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、耐震改修への助成を行うこととしています。

◇住民の取組み◇

○住宅の耐震診断・改修を行いましょ。

昭和 56 年 5 月 31 日より前に建てられた木造住宅を対象に、長野県の木造住宅耐震診断士が住宅の耐震診断を実施します。耐震診断などの詳しい内容は、建設課 (0267-88-2525) までお問い合わせください。

～まずは簡単な住宅の耐震診断をしたい方は……『簡易耐震診断 (無料)』～

耐震診断士が簡易な耐震診断を行います。外観の調査などの簡易な方法で地震に対する安全性を評価します。より正確な評価を行うため聞き取り調査などを行いますので、調査の当日は立会いが必要になります。

～住宅の耐震性を高める補強を考えているという方は……『精密耐震診断 (無料)』～

耐震性能を向上させるための補強工事を実施したい方に対して、耐震診断士が精密な耐震診断を行います。工学的な方法を用い、より正確に耐震性能の評価等を行います。

耐震補強工事に対する補助を行います

精密耐震診断の結果、決められた評点により危険と判断され、住宅の耐震性を向上させるための補強工事を行う方に対して、耐震補強にかかる部分の工事費の 2 分の 1 (補助の限度額は 60 万円) を補助します。 ※補助を受けるには所得制限があります。

○家具は、L 字金具等を用いて転倒防止に努めましょ。

○外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行いましょ。

避難体制の整備

◇町の取組み◇

【避難計画の策定】

避難準備情報、避難勧告等の避難に関する情報の伝達方法、判断基準や指定避難所の指定・運営を定めた避難支援計画を策定します。その際は避難行動要支援者や帰宅困難者等に配慮したきめ細かな内容となるよう努めます。

◇住民の取組み◇

災害発生時に慌てることのないよう、以下のことについて話し合い、日頃から家族の役割分担を決めておきましょう。

- ・家の中でどこが安全？ ・近くの指定緊急避難場所、指定避難所はどこ？
- ・避難所までの経路は安全？ ・避難時は何を持ち出す？ また、その分担は？
- ・家族間の連絡方法は？ ・最終的に落ち合う場所はどこ？ など

食料・飲料水の備蓄

◇町の取組み◇

地震被害想定結果や、外部からの支援が届く時期、地域の実状等を勘案し、調理を要しないか、調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄し、必要に応じて更新します。また、飲料水の確保においては、取水可能な水源等にろ水器を設置するなど日頃から水質の検査を実施するとともに、調達体制を整えることとしています。

◇住民の取組み◇

町備蓄食料等が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たりおおむね3日分の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を備蓄しましょう。また、ポリタンク等給水用具を備えるとともに、ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努めましょう。

備蓄した食料品等は、いざというときに賞味期限切れとなることがないように、定期的に点検しましょう。

生活必需品の備蓄

◇町の取組み◇

町人口の5%（約550人）程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄を行うとともに、災害発生後、外部からの支援により輸送されてくる生活必需品の集積場所及び供給するための輸送手段の確保体制等を整備します。

◇住民の取組み◇

次に掲げる生活必需品のほか、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行いましょう。

【災害時の主な生活必需品】

- ・寝具（タオルケット、毛布等）
- ・衣類（下着、靴下、作業衣等）
- ・炊事道具（なべ、包丁、卓上こんろ等）
- ・身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
- ・食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等）
- ・日用品（せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレトペーパー等）
- ・光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

土砂災害対策

◇町の取組み◇

土砂災害ハザードマップの配布や、土砂災害を想定した防災訓練の実施等を通じて、土砂災害危険箇所に関する情報をお知らせします。また、町ホームページにおいて、土砂災害警戒区域・特別警戒区域を公表しています。

https://www.town.sakuhonagano.jp/kurashi_info/bousai/saigaikeikaikui.html

◇住民の取組み◇

○自宅周辺の土砂災害危険箇所を把握し、避難所までの経路をもう一度確認しましょう。

○町ホームページにて「土砂災害防止法パンフレット」、「土砂災害警戒情報パンフレット」等土砂災害に関するデータをダウンロードすることができます。

https://www.town.sakuhonagano.jp/kurashi_info/bousai/saigaikeikaikui.html

防災教育の推進

◇町の取組み◇

過去に起こった大規模災害に関する調査結果や映像を含めた各種資料を収集・保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開します。

また、住民に対して防災知識を普及させるため、町ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する資料の公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援します。

◇住民の取組み◇

災害発生時の心構えや過去の災害から得た教訓を子どもたちに語り伝えるなど、日頃から防災意識の向上に努めましょう。

復興への備え

◇町の取組み◇

災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。

◇住民の取組み◇

り災証明書は、り災台帳に登録した内容を証明するものです。保険金の請求や各種支援・救済措置などの手続きの際に提出を求められることがあります。

速やかな復興支援が受けられるよう、手続き先にあらかじめ確認しておきましょう。

地区内の防災活動の推進

◇住民及び町内事業者の取組み◇

当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成します。

これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行います。

自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動に取り組んでいきましょう。

◇町の取組み◇

町内の住民及び事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めることとします。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めます。

災害応急活動—災害発生後に行うこと—

災害情報の伝達

◇町の取組み◇

【正確な情報収集・提供】

災害発生時には、県や関係機関と緊密な連絡を取りながら情報を収集し、防災行政無線、町ホームページ、メール配信サービス「さくほ緊急メール」等あらゆる広報手段を活用して住民への正確な情報提供に努めます。

【災害記録の作成】

大規模な災害や、長期間にわたり日常生活に影響を及ぼす災害が発生した場合は、災害状況を撮影し記録するなど、資料の収集・保存に努めます。

◇住民の取組み◇

町の「さくほ緊急メール」に登録し、いざというときに町からの情報が入手できるようにしましょう。

災害対策本部の設置

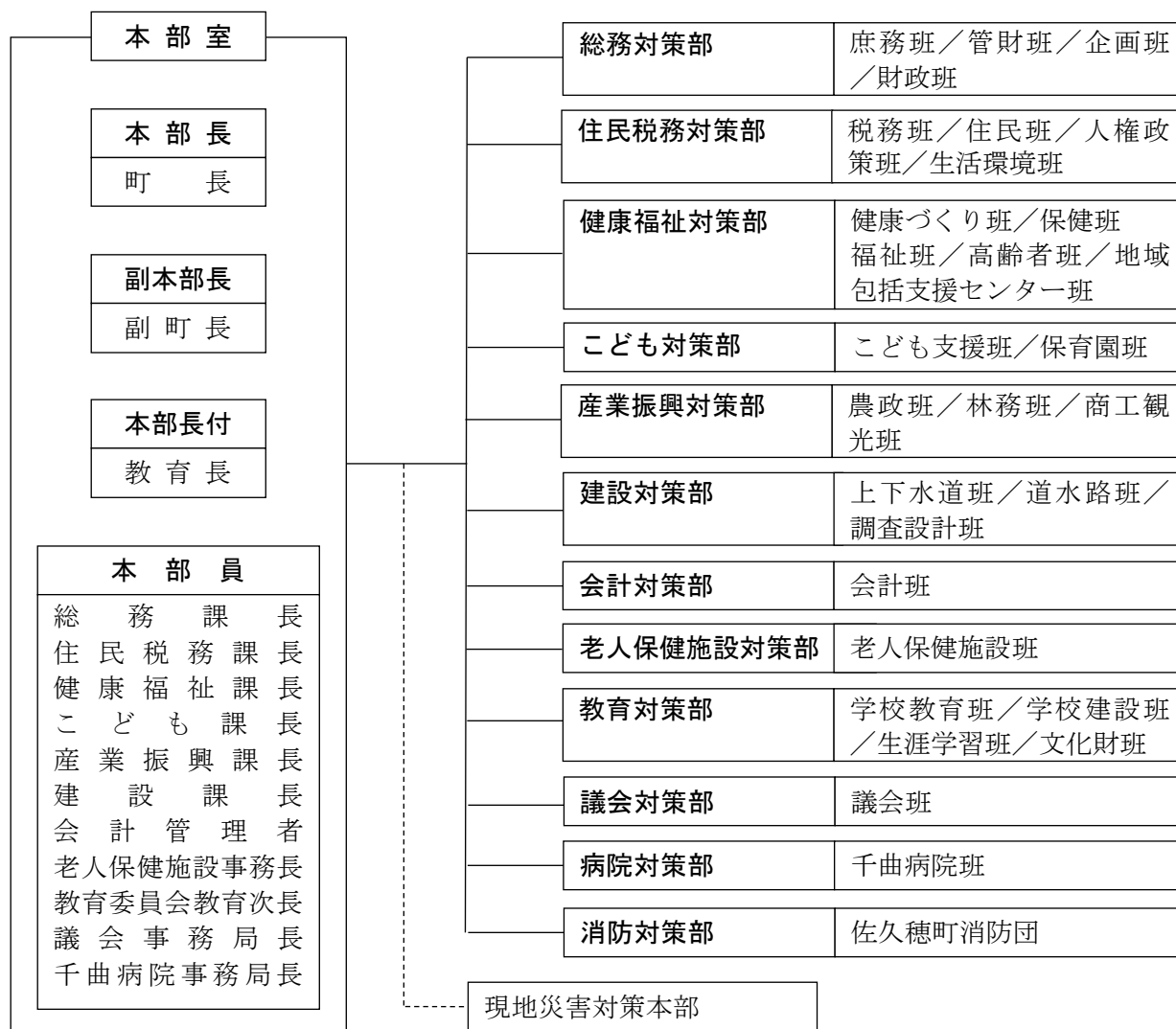
町長は、次のいずれか一つ以上の状況に達したときは、佐久庁舎内に災害対策本部を設置します。

※佐久庁舎が被災した場合は、八千穂庁舎又は生涯学習館「茂来館」に設置します。

【災害対策本部の設置基準】

- ・大規模な風水害が発生したとき。
- ・気象特別警報が発表されたとき。
- ・震度6弱以上の地震が発生したとき。
- ・その他、町長が必要と認めたとき。

災害対策本部組織図



災害対策本部各部の主な事務分掌

部（担当課）	事務分掌
総務対策部 （総務課）	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員、派遣要請に関すること。 ・避難準備情報、避難勧告及び指示に関すること。 ・避難所の開設・運営に関すること。 ・災害の発表、報道及び住民への広報に関すること。 ・物資輸送等配車に関すること。
住民税務対策部 （住民税務課）	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等（町有建物を除く）の被害状況の調査及び報告に関すること。 ・被災者のための総合窓口の設置及び運用に関すること。

部（担当課）	事務分掌
	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の安否問い合わせに対する対応に関すること。 り災証明書の発行に関すること。 清掃に関すること。
健康福祉対策部 （健康福祉課）	<ul style="list-style-type: none"> 炊き出しに関すること。 要配慮者等の避難誘導及び収容に関すること。 福祉施設入所者の保護対策に関すること。
こども対策部 （こども課）	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設利用の園児及び児童の安全確保に関すること。 保育施設等の安全確保及び施設の保全に関すること。
産業振興対策部 （産業振興課）	<ul style="list-style-type: none"> 主食の調達配給に関すること。 農作物の技術対策に関すること。 農畜産物、農業用施設の被害調査及び報告に関すること。 観光客の安全確保に関すること。 観光施設の被害調査及び報告に関すること。
建設対策部 （建設課）	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水に関すること。 上下水道施設の被害調査及び報告に関すること。 河川、道路及び橋梁の応急対策に関すること。 交通の確保に関すること。（障害物の除去、う回路等の設定）
会計対策部 （会計管理者）	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助資金の出納に関すること。 義援金の受入れ、保管に関すること。
老人保健施設対策部 （老人保健施設）	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健施設の利用者の安全確保及び保全に関すること。 老人保健施設の被害調査及び報告に関すること。 要介護者の受入れに関すること。
教育対策部 （教育委員会）	<ul style="list-style-type: none"> 被災児童生徒に関すること。 学用品の供与に関すること。 教育関係施設の被害調査及び報告に関すること。
議会対策部 （議会事務局）	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集及び伝達に関すること。 議員の災害現場視察に関すること。
病院対策部 （千曲病院事務局）	<ul style="list-style-type: none"> 病院施設の利用者の安全確保及び保全に関すること。 病院施設の被害調査及び報告に関すること。 地域における救護活動に関すること。

食料品等の調達・供給

◇町の取組み◇

【食料品等の調達】

町の備蓄物資により、調達・提供をします。
町のみでの対応では食料が不足する場合には、
「長野県市町村災害時相互応援協定」により、
県内市町村に支援を要請します。

【炊き出し】

避難所にて炊き出しを行います。
調達・救援食料は「海瀬社会体育館」、「しらかば社会体育館」に集積し、需給状況に応じて避難所や炊き出し実施場所などに配分します。

◇住民の取組み◇

- 災害状況によっては、町からの食料品等の供給に遅れが生じ、また、高齢者、乳幼児の食料の調達が困難になる可能性もあります。日頃から各世帯の構成に応じた食料品等の備蓄に努めましょう。
- 炊き出しや物資の配布に協力しましょう。

要配慮者対策

◇町の取組み◇

高齢者、障害者、乳幼児等、災害時において配慮を要する「要配慮者」（そのうち、特に支援を要する方を「避難行動要支援者」といいます。）は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、住民、自主防災組織、社会福祉施設等の協力を得ながら、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行います。

【避難行動要支援者名簿の作成・活用】

○平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握するため、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられています。作成した名簿は、消防機関、警察機関など避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に活用します。

避難行動要支援者名簿に登録できる方



- ①65歳以上の独り暮らしの高齢者
- ②75歳以上の高齢者のみ世帯
- ③介護保険法に規定する要介護状態区分3以上の在宅生活者
- ④障害者：身体障害者手帳3級以上所持者、療育手帳A所持者、精神障害者
- ⑤難病患者

○なお、発災時には、避難行動要支援者に対する迅速な避難支援や安否確認が行えるよう、避難行動要支援者本人の同意を得ずに避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供することがあります。

【要配慮者の避難誘導】

避難行動要支援者名簿の活用して安否及び保健福祉サービスの要否等について速やかに確認するとともに、要配慮者の態様に応じて、介助員等の付き添いや車両・車いす等を利用しながら避難誘導を行います。

【避難場所での生活環境整備】

- 通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所又は通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置します。
- 車いす等の補装具、医薬品、介護用品等日常生活用品を迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行います。

◇住民の取組み◇

災害時には、隣近所にお住まいの要配慮者に声をかけ、安否確認や避難の支援を行きましょう。

◇要配慮者の取組み◇

- 災害から身を守るために日頃から十分な備えを行うとともに、隣近所との交流を積極的に図り、地域で助け合える関係づくりに努めましょう。
- 災害発生時には、支援者に対して安否や支援の要否を連絡するようにしましょう。

避難体制の整備

◇町の取組み◇

【避難場所】

○地区ごとに避難場所を指定し、施設管理者と協力し、施設の安全性を維持するために、必要に応じて耐

震改修等を行います。

○被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努めることとしています。

	第一次避難場所	広域避難場所
役割	○災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所	○災害が拡大し、第一次避難場所が危険になったときに避難する場所。また、住居が倒壊・焼失等により使用が困難となった住民を受け入れ、臨時的に避難生活をする場所を含めている。
指定場所	公民館、公園など	小・中学校体育館・グラウンドなど

【避難情報の発表】

○災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、住民に対し、次のとおり避難に関する情報を発表します。

拘束力	区分	発令時の状況	住民に求める行動
	避難準備情報（要配慮者等に対する避難情報）	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ●上記以外の者は、避難準備開始
	避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ●未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

○また、町は、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないと判断したときは、屋内の2階以上の場所への退避等の確保措置をとるよう、住民等に対し指示します。

【避難所の運営】

- 町・地域・住民が一体となった避難所運営を行います。
- 避難場所生活におけるプライバシーの確保、男女のニーズの違い、特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品等の女性による配布など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めます。
- 避難場所の衛生状態の把握及び環境整備、医師や看護師の巡回による避難者の健康状態の把握に努めます。

◇住民の取組み◇

- いざというときのために、最寄りの避難場所及び避難経路を把握しておきましょう。
- 災害が発生するおそれのあるときは、危険箇所には決して近づかず、早めの避難を心がけましょう。
- 良好な環境のもので避難生活が行えるように、相互に助け合い、避難場所の運営に積極的に協力しましょう。